

参考資料

令和7年12月第4回定例会

令和7年大府市議会第4回定例会提出議案一覧表

区 分	件 数	
	令和6年12月	令和7年12月
1 条 例	5	9
(1) 制 定	1	1
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	4	8
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	6	3
(1) 一般会計予算	4	2
(2) 特別会計予算	1	0
(3) 企業会計予算	1	1
3 その他の議案	3	2
4 人 事 案 件	1	2
計	15	16

令和7年大府市議会第4回定例会提出議案

【条 例】

- 議案第71号 大府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第72号 大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第73号 大府市手数料条例の一部改正について
- 議案第74号 大府市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第75号 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第76号 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第77号 大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第78号 大府市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第79号 大府市火災予防条例の一部改正について

【補正予算】

- 議案第80号 令和7年度大府市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第81号 令和7年度大府市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第82号 令和7年度大府市水道事業会計補正予算（第2号）

【その他】

- 議案第83号 指定管理者の指定について
- 議案第84号 市道の路線変更について

後日提案

【人 事】

- 議案第85号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第86号 教育委員会委員の任命について

【条 例】

議案第 7 1 号 大府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定 について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するもの

(内 容)

第 1 章 総則

第 1 条 趣旨について規定した。

第 2 条 この条例において使用する用語について規定した。

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者の一般原則について規定した。

第 2 章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第 4 条 利用定員について規定した。

第 5 条 利用申込み後の面談について規定した。

第 6 条 正当な理由のない提供拒否の禁止について規定した。

第 7 条 市町村が行うあっせん及び要請に対する協力について規定した。

第 8 条 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認について規定した。

第 9 条 乳児等支援給付認定の申請に係る援助について規定した。

第 1 0 条 心身の状況等の把握について規定した。

第 1 1 条 特定教育・保育施設等との連携について規定した。

第 1 2 条 特定乳児等通園支援の提供の記録について規定した。

第 1 3 条 特定乳児等通園支援に係る費用の支払について規定した。

第 1 4 条 乳児等支援給付費の額に係る通知等について規定した。

第 1 5 条 特定乳児等通園支援の取扱方針について規定した。

第 1 6 条 特定乳児等通園支援に関する評価等について規定した。

第 1 7 条 相談への対応及び援助について規定した。

第 1 8 条 緊急時等の対応について規定した。

第 1 9 条 乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知について規定した。

第 2 0 条 特定乳児等通園支援事業者が定める運営規程について規定した。

第 2 1 条 職員の勤務体制の整備等について規定した。

第 2 2 条 利用定員の遵守について規定した。

第 2 3 条 重要事項の掲示等について規定した。

第 2 4 条 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について規定した。

第 2 5 条 虐待等の禁止について規定した。

第 2 6 条 秘密保持等について規定した。

第 2 7 条 情報の提供等について規定した。

第 2 8 条 利益供与等の禁止について規定した。

第 2 9 条 苦情への対応について規定した。

第 3 0 条 地域との連携等について規定した。

第31条 事故発生の防止及び発生時の対応について規定した。

第32条 会計の区分について規定した。

第33条 記録の整備等について規定した。

第3章 雑則

第34条 電磁的記録の使用について規定した。

(施行期日)

令和8年4月1日

(担当課等)

幼児教育保育課

議案第72号 大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

市民課窓口を設置する申請用端末機による住民票等申請サービスの開始に伴い、印鑑登録証明書の交付に係る規定を整備するため、条例を改正するもの

(内 容)

- ・個人番号カード等を利用して、申請用端末機から印鑑登録証明書の交付申請を行うことを可能とするもの

(施行期日)

令和8年1月30日

(担当課等)

市民課

議案第73号 大府市手数料条例の一部改正について

個人番号カード等を利用したコンビニエンスストア等の多機能端末機による住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の期間を延長するため、条例を改正するもの

(内 容)

- ・住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に係る手数料を300円から200円に減額する特例の期間を延長するもの

「令和8年3月31日まで」 → 「令和11年3月31日まで」

(施行期日)

公布の日

(担当課等)
市民課

議案第74号 大府市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

スケートパークおおぶの新設に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・題名の改正 「大府市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」
- ・用語の改正 「運動広場」 → 「屋外スポーツ施設」
- ・スケートパークおおぶに係る規定の追加

(施行期日)

令和8年2月1日

(関係条例の一部改正)

大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）

- ・用語の改正 「運動広場」 → 「屋外スポーツ施設」

(担当課等)

スポーツ振興室

議案第75号 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- 第1条 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第21号）の一部改正
- 第2条 大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第22号）の一部改正
- ・引用条項の改正

(施行期日)

公布の日

(担当課等)

幼児教育保育課、学校教育課

議案第 76 号 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正等に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく乳幼児に対する健康診査の内容が、家庭的保育事業者等が行う健康診断に相当する場合に、当該健康診断を行わないことができることとするもの
- ・引用条項の改正

（施行期日）

公布の日

（担当課等）

幼児教育保育課

議案第 77 号 大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正等に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・用語の整理
- ・引用条項の改正

（施行期日）

令和 8 年 4 月 1 日。ただし、引用条項の改正に係る部分は、公布の日

（担当課等）

幼児教育保育課

議案第 78 号 大府市水道事業給水条例の一部改正について

健全な水道経営を維持し、安心・安全な水道水を安定して供給していくため、条例を改正するもの

※「水道料金改定の概要及び大府市水道事業の経営等について(報告)」
参照(9頁)

(担当課等)
水道経営課

議案第79号 大府市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の一部改正等に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・簡易サウナ設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準及び届出に係る規定の追加
- ・感震ブレーカーの普及促進に係る規定の追加
- ・火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定できることとするもの

(施行期日)

令和8年3月31日。ただし、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に係る部分は、同年1月1日

(担当課等)
予防課

【補正予算】

議案第80号 令和7年度大府市一般会計補正予算(第6号)

※「第4回定例会補正予算(その1)の概要」参照(13頁)

議案第81号 令和7年度大府市一般会計補正予算(第7号)

議案第82号 令和7年度大府市水道事業会計補正予算(第2号)

※「第4回定例会補正予算(その2)の概要」参照(17頁)

【その他】

議案第83号 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244

条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・公の施設の名称 大府市健康にぎわいステーション
- ・指定の相手方 大府市中央町二丁目223番地の2
大府市健康にぎわいステーション推進協議会
代表者 深 谷 洋 二
- ・指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※「団体の概要、事業計画書及び審査結果」参照（22頁）

(担当課等)

商工業ウェルネスバレー推進課

議案第84号 市道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を変更するため、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・市道2272号線について、民間の開発行為による道路の帰属があったため、終点を変更するもの
- ・市道7135号線及び市道7136号線について、農業用排水機場の建替えに伴いそれぞれ終点を変更するもの

※「路線変更位置図」参照（31頁）

(担当課等)

建設総務課

後日提案

【人 事】

議案第85号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

(内 容)

- ・委員3名のうち1名の任期（3年）が満了することに伴い、委員を選任するもの

(担当課等)
行政管理課

議案第 86号 教育委員会委員の任命について

教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

(内 容)

- ・委員5名のうち1名の任期（4年）が満了することに伴い、委員を任命するもの

(担当課等)
学校教育課

水道料金改定の概要

1 水道料金算定表（1月当たり）

基本料金			
用途区分	メータ口径区分	現行	改定後
		料金	料金
専用、浴場営業用 及び臨時用	13ミリメートル	600円	620円
	20ミリメートル	600円	620円
	25ミリメートル	2,900円	3,075円
	40ミリメートル	8,690円	9,220円
	50ミリメートル	13,270円	14,075円
	75ミリメートル	32,560円	34,525円
	100ミリメートル	56,670円	60,100円
	125ミリメートル	79,570円	84,400円
共用		1戸につき 600円×共用戸数	1戸につき 620円×共用戸数

水量料金			
用途区分	使用水量区分	現行	改定後
		料金	料金
専用	※10m ³ まで	85円	85円
	10m ³ を超え20m ³ まで	115円	126円
	20m ³ を超え30m ³ まで	175円	191円
	30m ³ を超え50m ³ まで	216円	235円
	50m ³ を超えるもの	258円	280円
※浴場営業用	1m ³ 当たり	85円	85円
臨時用	1m ³ 当たり	423円	461円
※共用		1戸当たり平均水量(商の余り水量は特定1戸分に加算)を各戸ごとに、専用の水量区分で算定し、全戸分を合算した金額	

※現行と改定後で変更なし。

2 平均改定率 6%

3 施行期日 令和8年6月1日

令和7年9月8日

大府市水道事業

大府市長 岡村 秀人 様

大府市水道事業経営検討委員会

委員長 齊藤 由里恵

大府市水道事業の経営等について（報告）

大府市水道事業経営検討委員会設置要綱第2条に基づき、大府市水道事業の経営等について、本委員会において慎重に検討を重ねた結果、下記のとおり報告します。

記

1 はじめに

大府市の水道事業は、昭和10年の桜山簡易水道の開設に始まり、昭和36年の上水道創設認可を経て、4回の拡張事業を実施し、令和6年度末には給水人口93,095人、普及率99.9%に達している。水源はすべて愛知県営水道からの受水に依存しており、JR東海道本線を挟んで位置する2か所の配水場（共和配水場、長草配水場）を中心に、市内全域へ給水している。

これまで、安定した給水体制と健全な経営を維持してきた一方で、節水機器の普及や人口構造の変化等により、使用水量及び料金収入は年々減少傾向にある。また、県営水道の受水費単価の引き上げ、物価の上昇、さらには将来的な配水場施設の大規模更新や災害対応への備えといった課題もあり、今後の水道経営には一層の困難が予測される。

こうした状況のなか、水道事業では健全経営を維持するため、これまでに「収入の安定確保」と「経費の削減」として、以下のような取組を実施してきた。

【収入の安定確保】

- (1) 滞納整理による収納率の向上
- (2) キャッシュレス決済の導入による納付機会の拡充
- (3) 国庫補助金の最大限の活用による財源の確保
- (4) 定期預金や有価証券を活用した資産運用
- (5) 施設の統廃合により発生した遊休地の売却

【経費の削減】

- (1) 配水場・配水池の統廃合による動力費・維持管理費の削減
- (2) 配水場や配水設備の定期的な劣化診断及び修繕による長寿命化の推進

- (3)更新基準に基づく更新工事の実施による費用の平準化・抑制
- (4)高効率の設備機器の採用による電力消費量の低減
- (5)職員数の適正化による人件費の削減
- (6)組織改正による業務効率化
- (7)配水場の運転管理、検針業務等の民間委託によるコスト縮減と効率化
- (8)SMS 活用による業務負担の軽減
- (9)承認基本給水量の見直しによる受水費の削減

今後も、有料広告などによる収益確保、料金・会計システムの共同化、民間資金・ノウハウの活用の検討、工事発注方式の見直しなどを通じて、経営基盤の一層の強化に継続して取り組んでいく予定である。

2 健全経営維持の課題と対応

(1) 主な経営課題

大府市の水道事業は、現時点で健全な経営を維持しているものの、以下のような課題が顕在化している。

- ・ 節水傾向の継続による料金収入の減少
- ・ 県営水道受水費の更なる値上げ（令和8年度予定）
- ・ 共和・長草配水場等の更新工事に伴う建設改良費の増加
- ・ 管路の耐震化及び老朽管の更新工事に伴う建設改良費の増加
- ・ 電気料金や企業債利息などの維持費の増加
- ・ 料金回収率の100%割れ及び資金残高の不足（今後10年間の見込み）

こうした財政的リスクに対処し、将来にわたり施設を適切に維持し、安心・安全な水道水の安定供給を継続するためには、経営努力による「収入の安定確保」と「経費削減」だけでは限界があり、一定程度の料金改定は不可避である。

(2) 健全経営維持の対応方針

上記の課題を踏まえ、水道事業は今後10年間を見通した収支計画を策定のうえ、健全な経営を維持するため、以下の経営指標等を目標として設定している。

- ・ 経常収支比率：100%以上
- ・ 料金回収率：100%以上
- ・ 企業債残高対給水収益比率：100%以下
- ・ 資金残高：8億円程度（年間給水収益の半分相当）

これらの目標を安定的に維持するためには、少なくとも6%程度の料金改定が必要であり、令和8年度のできる限り早い時期での実施が望ましいと判断する。

3 今後の取組に向けた委員からの主な意見

本委員会では、水道事業の持続可能性の確保と市民理解の促進を重視し、今後の取組の参考とすべく、以下の観点から委員から出された主な意見を整理した。

【経営・料金改定に関する意見】

- (1) 特定の口径の基本料金のみを据え置く料金改定は、不公平感を助長し、企業誘致の障害となる可能性があることに留意すべきである。
- (2) 水量料金の通増制の緩和に関する動向を踏まえ、料金区分の細分化や設定方法については、効率性・公平性の観点から料金改定を検討すべきである。
- (3) 事業体として持続可能な経営基盤の強化となるように料金改定を検討すべきである。
- (4) 現在検討・予定している健全経営に向けた取組については、確実に実行すべきである。

【施設の健全性・強靱化に関する意見】

- (1) 施設の更新にあたっては、健全性と安全性を重視し、計画的に行うべきである。
- (2) 災害や震災などの非常時においても安定的に水を供給できるよう、管路の耐震化を推進すべきである。
- (3) 将来的な人口減少や水需要の変化を見据え、水道施設の適正化について、検討を進めていくべきである。

【環境・災害対応に関する意見】

- (1) 雨水の活用や環境負荷の低減工法、地域循環の取組など、環境へ配慮した取組を検討すべきである。
- (2) 「おおぶの水」の販路拡大や備蓄への啓発など、災害対応の強化を図るべきである。

【市民理解・広報に関する意見】

- (1) 水道の価値や仕組みについて、SNS や広報誌を活用し、市民に分かりやすい情報提供に努めるとともに、効果的な広報手法の検討もすべきである。
- (2) 「限られた資源」としての水の使用抑制策の導入可能性についても留意すべきである。

【DX・技術導入に関する意見】

- (1) 広域連携の推進や水道料金通知のペーパーレス化など、DX を活用した業務効率化を検討すべきである。
- (2) 単なる経費削減にとどまらず、DX・GX 等の技術導入を将来への投資と位置づけ、長期的な視点で経営努力を継続すべきである。

第4回定例会補正予算（その1）の概要

1 総括

第4回定例会に提出する一般会計補正予算（第6号）は、補正予算額が109,928千円の増額で、補正後の予算規模は、45,054,249千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、地方創生応援基金積立金10,000千円、物価等高騰緊急支援事業補助金8,100千円及び水路整備工事費39,668千円を新たに計上するとともに、公園整備工事費3,124千円及び公園整備事業に係る調査測量・設計監理委託料5,467千円をそれぞれ増額するものである。

また、地産地消を通じて成長期の子どもたちの健やかな育ちを応援することを目的に、高校生年代までの全ての子どもに地元で生産された新米を配布するため、地産地消推進事業に係る消耗品費31,572千円、印刷製本費104千円及び通信運搬費11,893千円をそれぞれ増額するものである。

歳入では、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金10,000千円を新たに計上するとともに、財政調整基金繰入金99,928千円を増額するものである。

債務負担行為においては、水路整備事業を新たに設定するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和6年度12月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	44,944,321	109,928	45,054,249	43,160,092	1,894,157	4.4
特別会計	8,730,717	0	8,730,717	9,035,334	△304,617	△3.4
国民健康保険	6,931,933	0	6,931,933	7,380,045	△448,112	△6.1
後期高齢者医療	1,798,784	0	1,798,784	1,655,289	143,495	8.7
企業会計	6,283,754	0	6,283,754	5,856,727	427,027	7.3
水道事業	2,766,784	0	2,766,784	2,621,153	145,631	5.6
下水道事業	3,516,970	0	3,516,970	3,235,574	281,396	8.7
合計	59,958,792	109,928	60,068,720	58,052,153	2,016,567	3.5

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
18 寄附金	1,608,813	10,000	1,618,813	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金	10,000
19 繰入金	3,912,293	99,928	4,012,221	財政調整基金繰入金増額	99,928
計	44,944,321	109,928	45,054,249		

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
2 総務費	8,138,105	10,000	8,148,105	財政分析事業 地方創生応援基金積立金(寄附充当)	10,000
6 農林水産業費	343,178	51,669	394,847	地産地消推進事業 消耗品費増額 印刷製本費増額 通信運搬費増額	31,572 104 11,893
8 土木費	4,826,403	48,259	4,874,662	営農振興事業 物価等高騰緊急支援事業補助金 水路整備事業 水路整備工事 公園等施設管理事業 公園整備工事増額 公園整備事業 調査測量・設計監理委託料増額	8,100 39,668 3,124 5,467
計	44,944,321	109,928	45,054,249		

(3) 債務負担行為 追加

(単位:千円)

事項	期間	限度額
水路整備事業	令和8年度	92,559

4 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和6年度末 残高	今回補正前			今回補正額			
			令和7年度中増減見込額			令和7年度末 残高見込額	令和7年度中増減見込額		令和7年度末 残高見込額
			積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金		5,688,059	38,299	1,259,623	1,492,422	5,493,559		99,928	5,393,631
奨学基金		146,075			7,623	138,452			138,452
減債基金		541,270	426			541,696			541,696
緑化基金		151,550			4,815	146,735			146,735
文化振興基金		68,194			10,173	58,021			58,021
国際交流基金		79,049			2,250	76,799			76,799
スポーツ振興基金		55,826			1,931	53,895			53,895
協働のまちづくり推進基金		13,621			1,599	12,022			12,022
公共施設等整備基金		1,551,131	7,337	300,000	150,000	1,708,468			1,708,468
みちづくり基金		931,849	2,372		169,112	765,109			765,109
子ども・子育て応援基金		717,594	4,629		72,368	649,855			649,855
ふるさとおおぶ応援基金		3,077,757	1,620,668		2,000,000	2,698,425			2,698,425
地方創生応援基金		0				0	10,000		10,000
学校給食費無償化基金		500,000	3,257	300,000		803,257			803,257
合	計	13,521,975	1,676,988	1,859,623	3,912,293	13,146,293	10,000	99,928	13,056,365
国民健康保険財政調整基金		173,488	270		89,856	83,902			83,902

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

第4回定例会補正予算（その2）の概要

1 総括

第4回定例会に提出する補正予算は、一般会計及び水道事業会計で、補正予算の総額は、71,941千円の増額で、補正後の予算規模は、60,140,661千円となる。

（1）一般会計

一般会計補正予算（第7号）は、補正予算額が71,257千円の増額で、補正後の予算規模は、45,125,506千円となる。

主な補正内容は、次のとおりである。

歳出では、フェアトレードタウン認定式典出演者謝礼320千円、らくらく窓口証明書交付サービス導入委託料649千円、同報無線解体工事費1,188千円等を新たに計上するとともに、人事管理事業に係る児童手当1,025千円、特別障害者手当等440千円、母子生活支援施設等入所扶助費6,467千円、生活保護業務システム改修委託料1,320千円、健康診査委託料5,658千円、首都圏人材確保支援事業費補助金2,000千円、補助幹線道路改良事業に係る土地購入費20,222千円、スポーツ施設指定管理委託料11,322千円等を増額するものである。

歳入では、知多北部広域連合負担金返還金34,558千円を新たに計上するほか、特別障害者等給付費負担金485千円、母子生活支援施設入所運営費負担金3,234千円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金660千円、中長期在留者住居地届出等事務委託金658千円、首都圏人材確保支援事業費補助金1,500千円、財政調整基金繰入金23,343千円、受託事業収入5,409千円等を増額するとともに、特別障害者等給付費補助金207千円を減額するものである。

債務負担行為においては、敬老事業及び中学校施設整備管理事業を新たに設定するものである。

（2）水道事業会計

水道事業会計補正予算（第2号）の内容は、収益的支出で、料金システム改修委託料684千円を新たに計上するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和6年度12月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	45,054,249	71,257	45,125,506	43,160,092	1,965,414	4.6
特別会計	8,730,717	0	8,730,717	9,035,334	△304,617	△3.4
国民健康保険	6,931,933	0	6,931,933	7,380,045	△448,112	△6.1
後期高齢者医療	1,798,784	0	1,798,784	1,655,289	143,495	8.7
企業会計	6,283,754	684	6,284,438	5,856,727	427,711	7.3
水道事業	2,766,784	684	2,767,468	2,621,153	146,315	5.6
下水道事業	3,516,970	0	3,516,970	3,235,574	281,396	8.7
合計	60,068,720	71,941	60,140,661	58,052,153	2,088,508	3.6

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
15 国庫支出金	6,757,199	5,037	6,762,236	特別障害者等給付費負担金増額	485
				母子生活支援施設入所運営費負担金増額	3,234
				生活困窮者就労準備支援事業費等補助金増額	660
				中長期在留者住居地届出等事務委託金増額	658
16 県支出金	2,991,322	2,910	2,994,232	母子生活支援施設入所運営費負担金増額	1,617
				特別障害者等給付費補助金減額	△207
				首都圏人材確保支援事業費補助金増額	1,500
19 繰入金	4,012,221	23,343	4,035,564	財政調整基金繰入金増額	23,343
21 諸収入	1,665,006	39,967	1,704,973	受託事業収入増額	5,409
				知多北部広域連合負担金返還金	34,558
計	45,054,249	71,257	45,125,506		

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
2 総務費	8,148,105	2,890	8,150,995	人事管理事業	
				児童手当増額	1,025
				シティプロモーション事業	
				フェアトレードタウン認定式典出演者謝礼	320
				記念品等	50
				消耗品費増額	188
				住民基本台帳等事務事業	
				消耗品費増額	46
				らくらく窓口証明書交付サービス導入委託料	649
				庁用備品増額	612
3 民生費	17,048,775	8,227	17,057,002	福祉手当支給事業	
				特別障害者手当等増額	440
				児童福祉施設入所扶助事業	
				母子生活支援施設等入所扶助費増額	6,467
				生活保護事務管理事業	
				生活保護業務システム改修委託料増額	1,320
4 衛生費	3,848,619	6,188	3,854,807	健康づくり推進事業	
				修繕料増額	387
				成人健康診査事業	
				手数料増額	143
				健康診査委託料増額	5,658
5 労働費	72,785	2,000	74,785	雇用促進事業	
				首都圏人材確保支援事業費補助金増額	2,000
8 土木費	4,874,662	39,387	4,914,049	補助幹線道路改良事業	
				消耗品費増額	10
				手数料増額	861
				調査測量・設計監理委託料増額	1,100
				土地購入費増額	20,222
				物件等補償費増額	17,194

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
9 消防費	1,594,864	1,243	1,596,107	災害対策整備事業 手数料増額 55 同報無線解体工事 1,188
10 教育費	4,790,006	11,322	4,801,328	スポーツ施設運用事業 スポーツ施設指定管理委託料増額 11,322
計	45,054,249	71,257	45,125,506	

(3) 債務負担行為
追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
敬老事業	令和8年度	1,078
中学校施設整備管理事業	令和8年度	80,000

4 水道事業会計

(1) 収益的支出

千円

料金システム改修委託料

684

計

684

5 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和6年度末 残高	今回補正前			今回補正額			
			令和7年度中増減見込額			令和7年度末 残高見込額	令和7年度中増減見込額		令和7年度末 残高見込額
			積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金		5,688,059	38,299	1,259,623	1,592,350	5,393,631		23,343	5,370,288
奨学基金		146,075			7,623	138,452			138,452
減債基金		541,270	426			541,696			541,696
緑化基金		151,550			4,815	146,735			146,735
文化振興基金		68,194			10,173	58,021			58,021
国際交流基金		79,049			2,250	76,799			76,799
スポーツ振興基金		55,826			1,931	53,895			53,895
協働のまちづくり推進基金		13,621			1,599	12,022			12,022
公共施設等整備基金		1,551,131	7,337	300,000	150,000	1,708,468			1,708,468
みちづくり基金		931,849	2,372		169,112	765,109			765,109
子ども・子育て応援基金		717,594	4,629		72,368	649,855			649,855
ふるさとおおぶ応援基金		3,077,757	1,620,668		2,000,000	2,698,425			2,698,425
地方創生応援基金		0	10,000			10,000			10,000
学校給食費無償化基金		500,000	3,257	300,000		803,257			803,257
合	計	13,521,975	1,686,988	1,859,623	4,012,221	13,056,365	0	23,343	13,033,022
国民健康保険財政調整基金		173,488	270		89,856	83,902			83,902

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

大府市健康にぎわいステーション推進協議会（令和8年4月以降）の概要

団体の名称	大府市健康にぎわいステーション推進協議会
所在地	大府市中央町二丁目223番地の2
代表者	フリックイン福井株式会社 取締役 古市晃久
設立年月日	平成29年9月1日
設立目的	フリックイン福井株式会社をはじめ5社の企業が、大府市健康にぎわいステーションの指定管理者として共同事業体を組織し、共同で施設の効率的な運営と住民サービスの向上を図ることを目的とする。
活動（事業）の種類	<p>次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくり講座・イベント・セミナー等の運営 2 健康づくりに関する情報発信 3 タニタカフェの運営 4 観光案内所の運営 5 観光情報の発信 6 観光案内業務 7 特産品等の展示販売 8 大府駅周辺イベント等との連携 9 施設の維持管理
役員及び職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 フリックイン福井株式会社 代表取締役1名、取締役2名、監査役1名、正社員45名、パート16名 2 株式会社みかど 代表取締役1名、取締役1名、正社員3名、パート17名 3 有限会社中村広報 代表取締役1名、取締役2名、監査役1名、正社員1名 4 株式会社東洋発酵 代表取締役1名、取締役2名、監査役1名、正社員49名、契約社員1名、パート11名 5 知多メディアネットワーク株式会社 代表取締役1名、取締役1名、常勤役員3名、受入出向者8名、正社員99名、準社員5名、定年後再雇用社員2名、契約社員17名、パート17名、アルバイト52名、派遣社員5名

大府市健康にぎわいステーションの 管理運営に関する 事業計画書

大府市中央町二丁目 223 番地の 2

大府市健康にぎわいステーション推進協議会

大府市健康にぎわいステーションの管理運営に関する事業計画書

団体の名称	大府市健康にぎわいステーション推進協議会		
代表者氏名	深谷 洋二	設立年月日	平成29年9月1日
所在地	大府市中央町二丁目223番地の2		

1. 指定管理期間内の施設の管理運営の方針

(1) 管理運営の方針

大府市健康にぎわいステーション推進協議会は、これまでの8年間の運営経験を活かし、設置目的である「市民の健康増進」「観光情報発信」「特産品販売」に加え、以下の方針の下、定期的なイベント企画を通じ大府市の玄関口であるJR大府駅周辺のより一層のにぎわい創出に寄与してまいります。

- ① 市の玄関口である大府駅前の拠点施設として、8年間の運営経験により築いてきたネットワークを活かしたにぎわい創出イベントを企画し、駅前の活性化のリーダーシップを担います。
- ② 市観光協会や「ふるさとガイドおおぶ」との連携により、新たな観光資源の創出や、遠方からの駅利用者に対し「ふるさと納税商品」の紹介等を我々の持つ情報発信ノウハウや媒体を活用し、より多くの方々に大府市の魅力を発信します。
- ③ 利用いただく来訪者に対し、より便利に利用いただくため、キャッシュレス決済の導入や、スタートアップ企業と連携したIT技術の導入等、より快適な利用シーンの提案にチャレンジしていきます。

(2) 管理運営の目標

【期間：令和8年度～令和12年度】

① 来館者数 50,000人/年間

カフェのメニュー追加、物産販売及び観光案内のそれぞれの内容を充実させ、にぎわい創出企画の開催により増加する来訪者への施設誘導を図り来館者数の増加を目指します。

<具体策>

- ・イベントと連動した施設への誘客施策の実施
- ・Webサイト等を活用し鮮度ある情報発信による施設利用の促進

② 健康づくり講座等への参加者数 200人/年間

従来行ってきた人気講座は継続し、時代や市民ニーズを考慮し、より多くの参加につながるよう新規講座テーマを採用していきます。Webを活用した発信強化により、幅広い年代層に健康情報をお届けすることを目指します。

また、市内で行われる健康増進事業などの情報を収集し、利用者や市民への情報発信を積極的に行います。

<具体策>

- ・人気講座の継続
- ・時代や社会のニーズを捉えた健康講座
- ・参加者増加を目指し、施設外での健康講座の実施
- ・市内で実施する健康増進事業のWeb発信

③ 健康に配慮したメニューの販売額 4,500万円/年間

カフェKURUTOらしさを継続しつつ、新規客に来訪してもらえるメニュー開発や広報の強化を行い、売上増加を目指してまいります。

また、収支については、メニューの見直しや提供方法などの改善を進めます。

<具体策>

- ・看板メニュー開発の強化
- ・季節限定メニュー開発
- ・有機栽培の食材の使用
- ・市連携施策メニューの商品化（期間限定販売）
- ・通信販売による取扱商品の拡販

④ 史跡・名所等ガイド実施件数 30件/年間

「ふるさとガイドおおぶ」と今まで以上に連携し、大府駅周辺をテーマとした新コースの作成や来訪者への広報を充実させ、ガイド実施件数の増加を目指します。

<具体策>

- ・オリジナルガイドコースの企画隙間時間(15-30分)で参加できる短時間コースの提案
- ・ちたまるNavi(メディア運営サイト)と連動した市内情報の発信

⑤ 市特産品等の販売額 300万円/年間

これまで培った地域事業者との関係を更に深め、酒類を始めとした商品ラインナップの充実を図り、ギフト提案など販売提案も積極的に取り入れ、売上の増加を目指します。

また、大府市のふるさと納税返礼品を展示・紹介するコーナーの設置を行い、市外からの来訪者へPRを行います。

<具体策>

- ・魅力ある商品の拡充（酒類・フェアトレード商品の販売など）
- ・交流都市物産展の開催と交流都市への販売提案
- ・ふるさと納税に繋がる商品紹介
- ・チラシなどの作成による詰め合わせギフトの提案

⑥ イベント実施数 24件/年間

KURUTOおおぶの施設機能と大府駅東多目的スペースも活用し、地域を巻き込んだ新たな大府駅周辺の賑わいづくりのリーダーシップを取る存在となるよう企画・運営を実施します。

<具体策>

- ・定期的な朝市の開催
- ・健康講座を屋外で実施
- ・周遊型イベントの導入
- ・多目的スペースの有効活用

2. 住民が平等に施設を利用できるための基本的な考え方

(1) 平等利用について

本施設が、市内外の多くの方にご利用いただき親しまれる施設となるため、常にどなたに対しても平等で心のこもったサービスの提供を基本といたします。さらには、大府市健康にぎわいステーションの設置及び管理に関する条例における管理基準に基づき、以下の点を方針として定め運営してまいります。

- ① 施設が公のものであり、あらゆる方々が利用されることを念頭に、常に開かれた施設であるよう努め、特定の個人・団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いはしません。利用者様に平等利用いただけるように情報を発信します。
- ② 地方自治法などの関係法令をはじめ、大府市健康にぎわいステーションの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守し、誠実な業務に努めます。
- ③ 一般の方々を始め、ご高齢の方、障がいをお持ちの方、妊娠中の方、小さなお子さんに至るまで、気持ち良く施設を利用いただけるよう、スタッフによる各種手続の補助などを実施し心のこもった対応に努めます。

(2)適格性の確保について

質の高いサービスを提供し、様々な利用者に満足度高く施設を利用いただくために、業務別に運営体制を整備し管理してまいります。加えて、執行体制の確保においては、任意団体の代表者からなる「企画・運営会議」を月1回以上開催し、各業務の状況把握、企画を始め決裁事項の検討・承認を行ってまいります。さらに、会議体の下には管理責任者を設置し、現場での管理強化を図ってまいります。

また、協議会としての趣旨に賛同する企業・団体も募り、新規メンバーも交えてシナジー効果も発揮してまいります。

3. 施設の効果（設置目的）を最大限に発揮するための考え方

(1)設置目的及び運営の方向性との適合性について

これまでの8年間で培ってきたノウハウ及び地域とのネットワークを最大限に活用し、大府市の観光情報の発信や特産品の販売、イベント開催（大府駅東多目的スペースの活用）などを通じて、大府駅前のにぎわい創出に積極的に取り組んでまいります。

本施設や大府駅周辺を訪れる多様な世代の来訪者に向けて、交流や発見の場を提供することで、市民の日常に活気と潤いをもたらすことを目指します。

また、市の健康増進事業の方針にも配慮し、誰もが安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

(2)サービス向上の方策について

- 1 (2) ①～⑥管理運営の目標に記載のとおり。

(3)収支計画について

これまでのノウハウを生かし、各種費用の削減及びサービス周知活動の強化による売上拡大を目指し、利用者の皆様に品質の高いサービスが提供できるよう、財務の適正化に努めてまいります。

また、剰余金が発生した場合は、大府駅前のイベント企画等のにぎわい創出事業へ活用し、利用者の皆様へ還元してまいります。

(4)施設管理について

日々の維持管理（清掃・保守業務等）については専門業者へ委託し、利用者の皆様が気持ち良く過ごせる環境づくりに努めます。専門業者選定においても市内業者を中心に適正な選定を行います。

エアコン適温設定と無理のない照明使用抑制で省エネを推進します。さらにフードロスを肥料に変え、農業に活用し食の循環を支える仕組みを取り入れます。

また、障がい者、子ども及び高齢者の利用への配慮を行います。

(5)安全対策（リスクマネジメント）について

飲食提供、イベント、観光案内などの運営に伴う一般的なリスクの洗い出しに加え、非常時における体制、マニュアルの整備及びスタッフへの教育を実施し、利用者の安全を確保いたします。

また、想定外の事態に備え、独自で総合的な保険へ加入いたします。

また、個人情報の保護及び秘密保持並びに情報公開に関しては責任をもって管理いたします。

4. 業務の実施に関する計画についての考え方

(1)物的能力について

協議会の各事業者が持つ幅広いコネクションやネットワーク、そして地元で培ってきた信頼関係を最大限に活用し、事業目的及び目標を達成してまいります。

また、知多メディアスネットワークのインフラ網や各種ローカルメディア（TV/FM/フリーペーパー/地域ポータルWebサイト等）の発信力を活用することで、施設並びに事業のPRを効果的に行い、利用者数の拡大を図ってまいります。

(2)人的能力について

私どもは、市内の企業を中心に組織されております。本施設の運営に当たって我々は、これまで個々の事業活動を通じて蓄積されたノウハウや市民の皆様との関係（利用者様への理解）が構築されており、団体内での協力体制を強化することで、その持ち得るノウハウを集約し、最大限に活用します。

店舗スタッフについては接遇セミナーを実施し、個々のスキル向上を図ります。

また、大府市観光協会、ふるさとガイドおおぶ、地域大学等との連携により、更なる提供サービスの拡充も図っております。

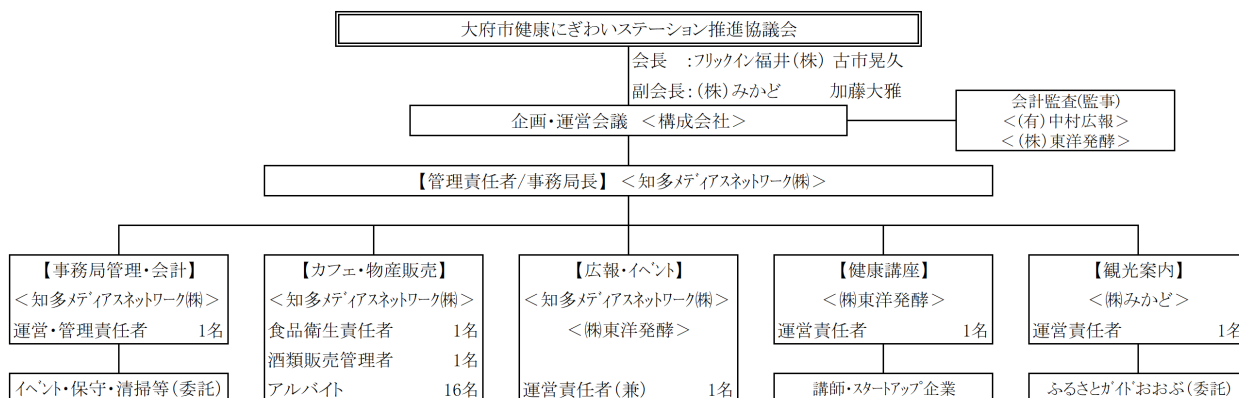
(3)類似施設の管理実績について

KURUTOおおぶの指定管理業務として、平成30年4月から令和8年3月までの8年間の運営実績があるほか、団体を構成する各事業者においては、本施設管理に関連する様々な実績がございます。具体的な実績につきましては、以下のとおりです。

事業	分類	企業名	実績年数
健康増進事業	健康予防	株式会社東洋発酵	40
	健康関連	株式会社東洋発酵	11
	講座運営	株式会社東洋発酵	18
知多メディアスネットワーク株式会社		18	
飲食事業	飲食提供	知多メディアスネットワーク株式会社	5
		株式会社みかど	94
観光事業	情報発信	知多メディアスネットワーク株式会社	28
	観光案内	知多メディアスネットワーク株式会社	18
市特産品販売事業	観光物産販売	株式会社東洋発酵	10
		フリックイン福井株式会社	10
		株式会社みかど	10
にぎわい創出事業	イベント	知多メディアスネットワーク株式会社	18

5. 職員配置について

(1) 職員の体制について（役職、資格及び人数等）



(2) 勤務体制について

① 企画・運営会議

会員各社の代表者により、適時会議を開催（1回/月以上）。各運営責任者からの報告を通じ事業全体の状況を把握するとともに、また各運営責任者からの企画（自主事業含む。）提案の審議・承認を行います。

② 管理責任者（事務局）

事業全体の責任者を1名配置。全体的な状況把握に加え、施設全体に係る保守等の委託管理を担当し、会計業務も兼務します。

③ カフェ

食品衛生責任者1名配置。アルバイトを含め常時3名体制で運営します。

開店時間（8：00-21：00）内をシフトでローテーションで対応します。

④ 物産販売

酒類販売管理者1名配置。物産販売コーナーの販売担当を常時アルバイト1名を配置し運営します。

開店時間（10：00-18：00）内をシフトでローテーションで対応します。

⑤ 広報・イベント

運営責任者を設置し、にぎわい創出イベントの企画・運営を実施し、連携団体との調整・窓口業務を実施します。

KURUTOおおぶ全体の広報活動も行います。

⑥ 健康講座

運営責任者を設置し、都度開催する健康講座の手配・管理を行います。

市民への健康づくりや市内の健康増進事業等の情報もWeb発信します。

⑦ 観光案内

「ふるさとガイドおおぶ」様との連携及び窓口業務を行います。

観光ガイド依頼者の受付・手配や新たなコース企画も担当します。

⑧ 大府市との連絡会議

市との情報共有や指示・依頼事項に適切に対応するため、商工業ウェルネスバレー推進課と定期的な連絡会議を開催します。

6. その他指定管理業務を公正かつ適確に行うための考え方

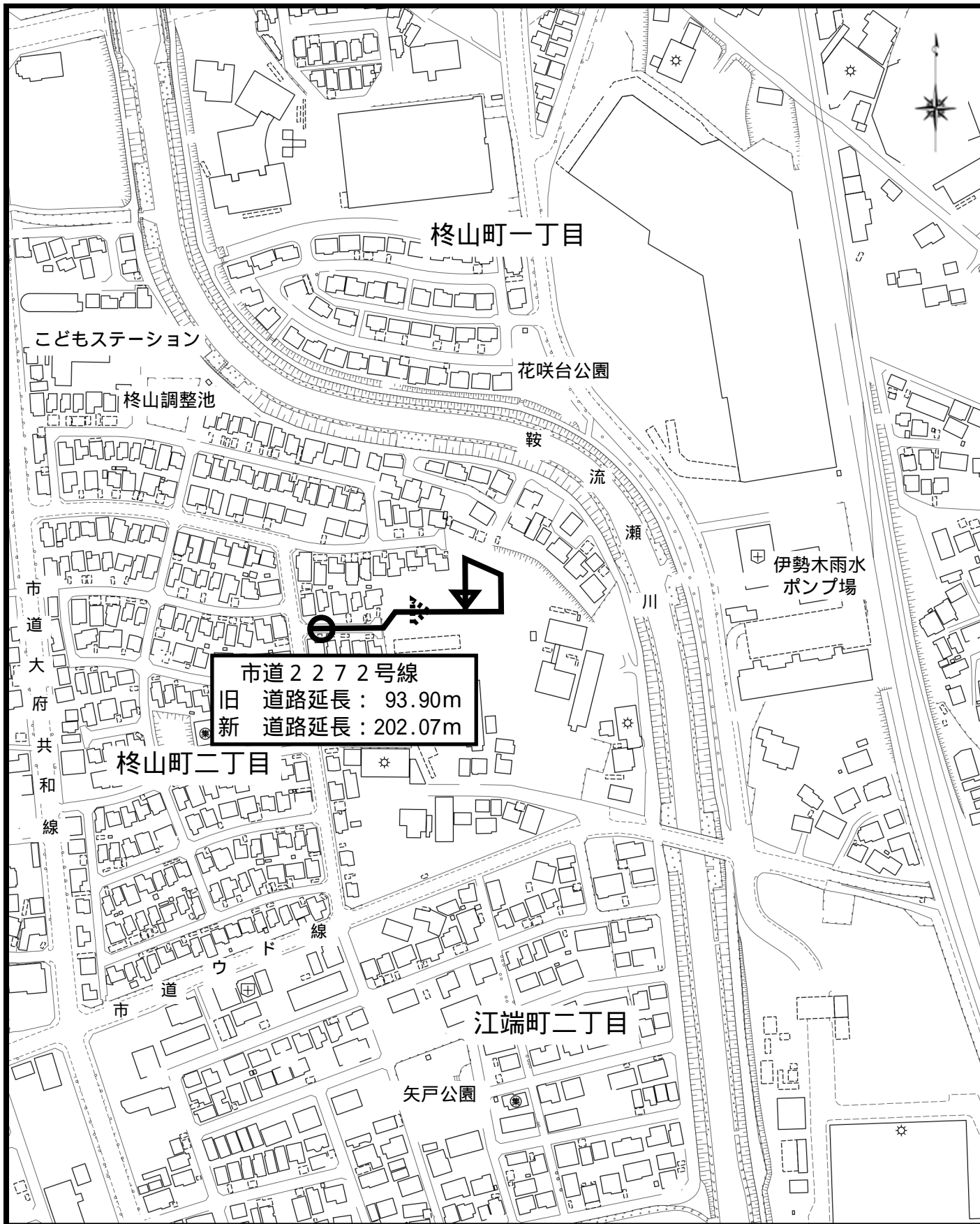
団体を構成する各事業者は、類似業務の実績があるため、それを基に、仕様内容を満たしながら公正かつ適格な見積金額を積算しています。また、各事業者の経営主体は大府市内又は近隣にあるため、サービスを提供する職員に対して直接的な管理下で指導が可能です。

大府市健康にぎわいステーション審査結果

※満点500点/基準点300点(6割)

審査基準		評点	基準点	評価点
				大府市健康にぎわいステーション推進協議会
1	利用者の平等利用が確保されること。 (1) 平等利用及び適格性の確保 ① 申込方法等について市民の平等利用が図られているか。 ② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。 ③ 市長、議員その他の特別職又はその家族等が指定管理者応募者の役員等となっていないか。	25	15	25
	小計	25	15	25
2	指定管理者が行う業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。 (1) 設置目的及び運営の方向性との適合性 ① 運営に関する基本方針は、施設の設置目的及び運営の方向性に適合しているか。 ② 事業計画は、施設の設置目的及び運営の方向性と適合しているか。 ③ 事業計画は、目標(指標)が達成できると見込まれるものであるか。 (2) サービス向上 ① 施設の利用促進及び利用者の増加に向けた事業計画であるか。 ② 質の高いサービスの提供を実現させる事業計画であるか。 ③ 利用者の意見を取り入れる仕組みはあるか。 ④ 事業の提案内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。 ⑤ 健康講座及びイベントについて、時代及び社会のニーズを的確に捉えたテーマ設定を行い、参加者増加につながる事業計画であるか。 ⑥ 健康に配慮した飲食物について、十分に提供される事業計画であるか。 ⑦ 観光情報の発信及び観光案内について、ウェブサイト・SNSなどを用いて効果的な観光誘客が図られた事業計画であるか。 ⑧ 市特産品等の展示販売について、酒類及びフェアトレード商品等の様々な商品が販売される事業計画であるか。また、キャッシュレス決済が導入される予定か。 ⑨ 指定管理業務仕様書4(5)で提案された企画提案書が施設周辺地域のにぎわいの創出・活性化及び施設の利用促進につながるものであるか。 (3) 収支計画 ① 収入及び支出の積算が適切であり、過小又は過大な見積りはなく、積算の根拠及び方法は適当であるか。 ② 事業計画との整合性は図られているか。 ③ 事業計画を実行するための必要な経費が全て計上されているか。 (4) 施設管理 ① 管理区域及び業務範囲について、漏れなく適切に把握しているか。 ② 周辺環境や地域住民等への配慮はされているか。 ③ 省エネや環境負担の軽減等、環境への配慮はされているか。 ④ 障がい者、子ども及び高齢者の利用への配慮はされているか。 (5) 安全対策(リスクマネジメント) ① 利用者の安全対策は適切に示されているか。 ② 災害その他緊急時の危機管理体制は適切に示されているか。 ③ 個人情報の保護、秘密保持及び情報公開への取組は適切に示されているか。	50	30	40
	小計	325	195	252
3.	指定管理者が行う業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。 (1) 物的能力 ① 団体の経営状況は良好か。(過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。) ② 団体として当該施設管理運営をサポートする体制はあるか。 ③ 必要な資機材を確保しているか、又は確保できる見込みがあるか。 (2) 人的能力 ① 事業計画に沿った管理を適確に実施するための人的能力を有しているか。 ② 事業の実施に関する知識・技能、接遇など施設を適切に運営するための研修が確保されているか。 ③ 施設管理業務に関する知識及び経験を有した職員を配置する計画となっているか。 ④ 市や関係団体と緊密に連携し、事業に取り組む体制があるか。 (3) 類似施設の管理実績 ① 類似施設の管理実績があるか。	25	15	25
	小計	100	60	75
4.	その他、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。 (1) 見積金額 ① 見積金額は、仕様内容や水準等を満たし、より安価な設定であるか。 ② 効率的な管理業務を行い、経費の縮減に取り組む計画であるか。 (2) 事業所の所在地 ① 経営主体が大府市内又は近隣にあり、サービスを提供する職員に対して直接的な管理下で指導できる体制か。	25	15	15
	小計	50	30	40
	合計	500	300	392

路線変更位置図1

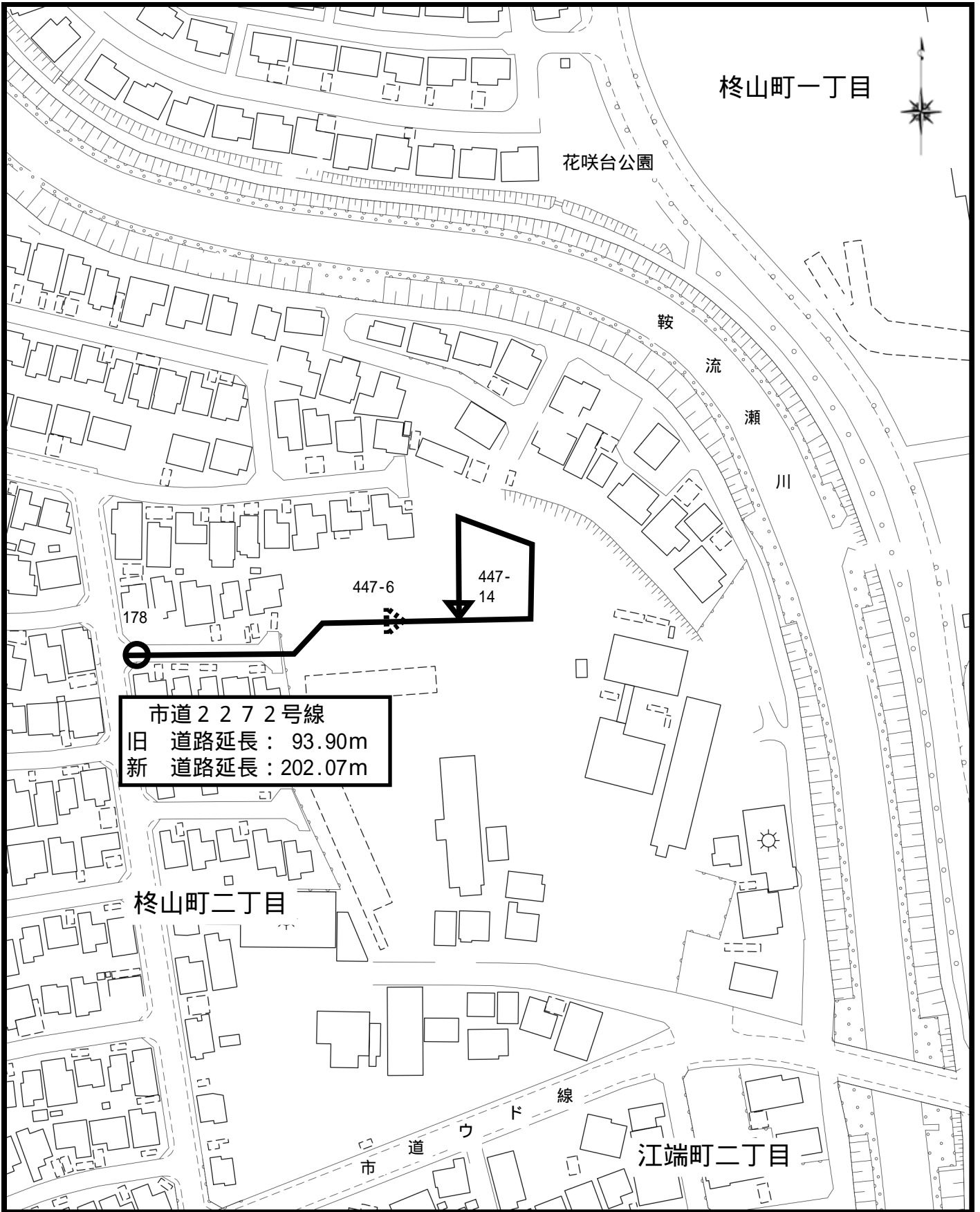


1 : 3,000




▲ : 終点 (旧)

○ : 起点
▲ : 終点

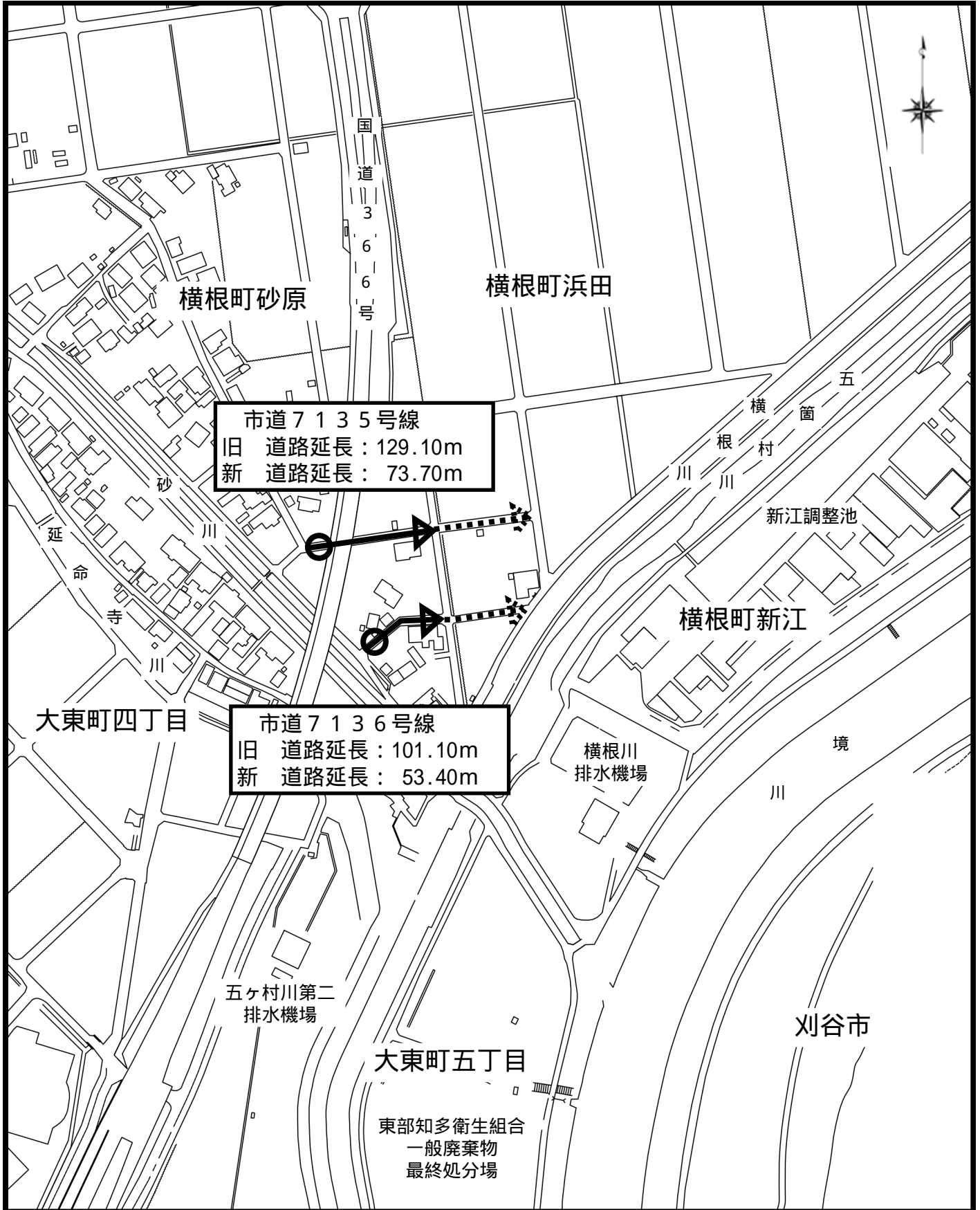
詳細図1



1:1,500

-  : 終点(旧)
-  : 起点
-  : 終点

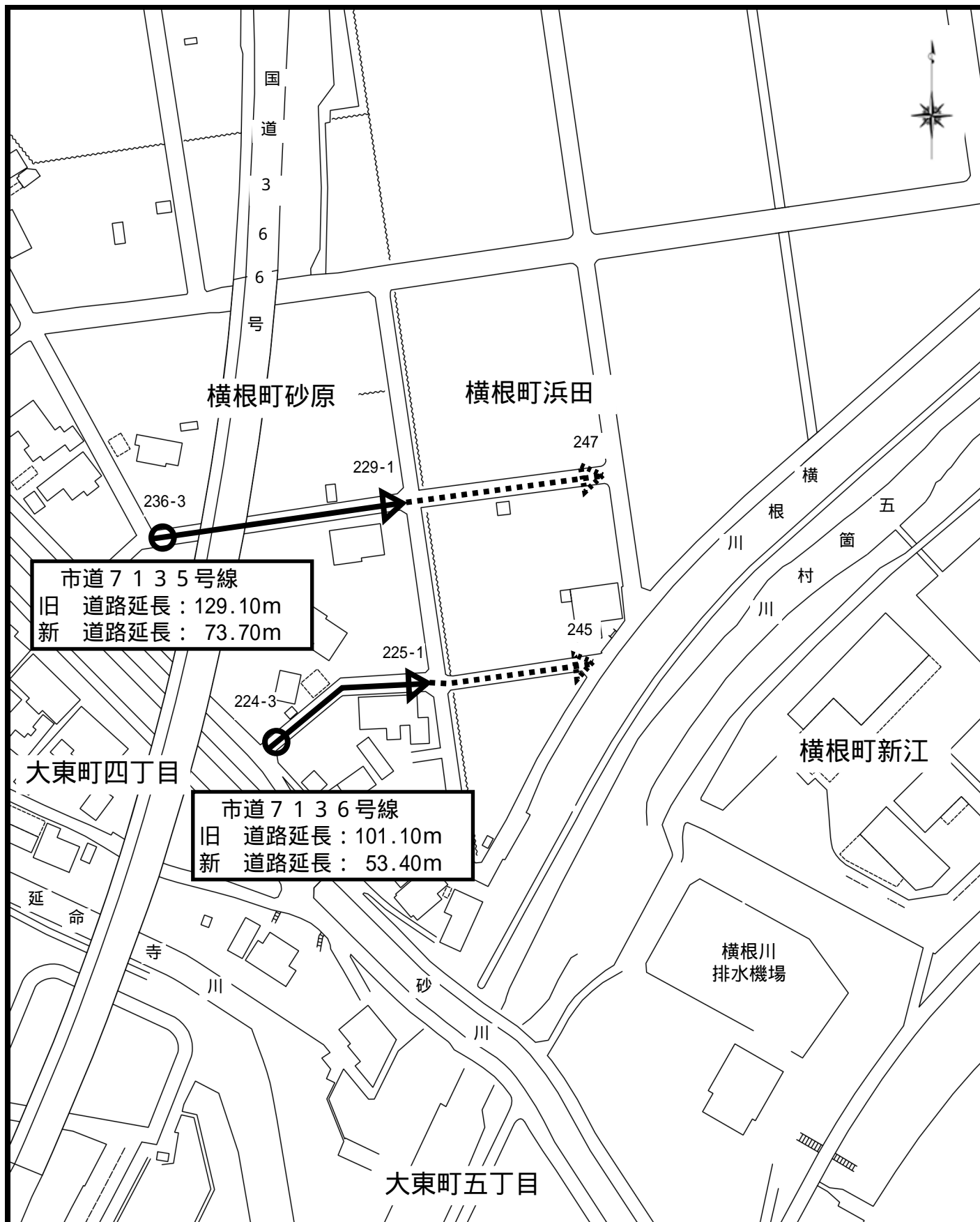
路線変更位置図2






1:3,000

○ : 起点
 ▲ : 終点
 ▴ : 終点(旧)

詳細図2



1:1,500

-  : 終点(旧)
-  : 起点
-  : 終点